

斑鳩町一般廃棄物処理基本計画

(令和3年度～令和12年度)

令和3年2月

斑 鳩 町

目 次

第1章 計画策定の基本的事項

1. 計画改定の趣旨 1
2. 計画の位置づけ 1
3. 計画の期間 2
4. 計画の対象 2

第2章 地域の特徴

1. 人口の推移 3
2. 事業所数及び従業者数 3

第3章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の流れ 4
2. ごみ処理の状況 5

第4章 人口及びごみ排出量の将来予測

1. 人口の将来予測 1 2
2. ごみ排出量等の将来予測 1 2

第5章 基本計画（ごみ）

1. 基本理念 1 4
2. 基本方針 1 4
3. 数値目標 1 5
4. 基本施策 1 7

第6章 し尿及び浄化槽汚泥処理

1. し尿及び浄化槽汚泥処理の状況 2 0
2. し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測 2 1
3. し尿及び浄化槽汚泥処理に関する今後の方針 2 1

第1章 計画策定の基本的事項

1. 計画改定の趣旨

高度成長期以降の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を定着させ、ごみの焼却や埋立による環境汚染、天然資源の枯渇への懸念や生態系への危機、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題等、ごみに関する様々な問題を引き起こしてきました。

そのため、本町では、ごみ排出者の抜本的な意識改革を図り、ごみ減量化及び資源化を促進させるため、平成12年10月にごみ処理有料化を導入するなど、循環型社会の構築に向けて様々な施策を展開してきました。

町焼却施設の老朽化、全国的な課題である最終処分場の残余容量のひっ迫といった課題を解決するため、平成23年3月に策定しました一般廃棄物処理基本計画に基づき、「発生したごみを処理する」という考え方から、「生産段階からごみを出さない、資源の浪費、無駄をなくす」＝「ゼロ・ウェイスト」へと考え方を転換し、取り組みを進めてまいりました。

こうした背景のもと、循環型社会の形成に向けたこれからのごみ処理のあり方について、長期的な方針を明らかにするため、現計画を踏まえつつ、ごみ減量の流れを継続・発展させるとともに、高齢社会の進展など社会構造の変化や大規模災害時の対応も含め、安全かつ安定したごみの適正処理を着実に進めるため、新たな一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）を改定することとしました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく国の基本指針及び本町の第5次総合計画基本構想を踏まえて策定するものとします。

なお、廃棄物処理法第6条第1項により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。

3. 計画の期間

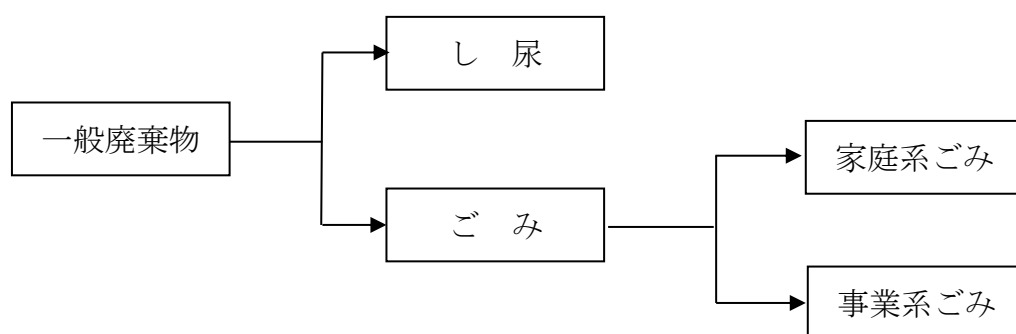
本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、計画策定の5年後である令和7年度を中間目標年度とし、5年後を目途に見直しを行うほか、社会情勢の変化や法改正等により必要が生じた場合は、計画の見直しを行います。

4. 計画の対象

本計画となる廃棄物は、本町で発生し、または処理される一般廃棄物です。その分類については、図①のとおりです。

図① 一般廃棄物の分類



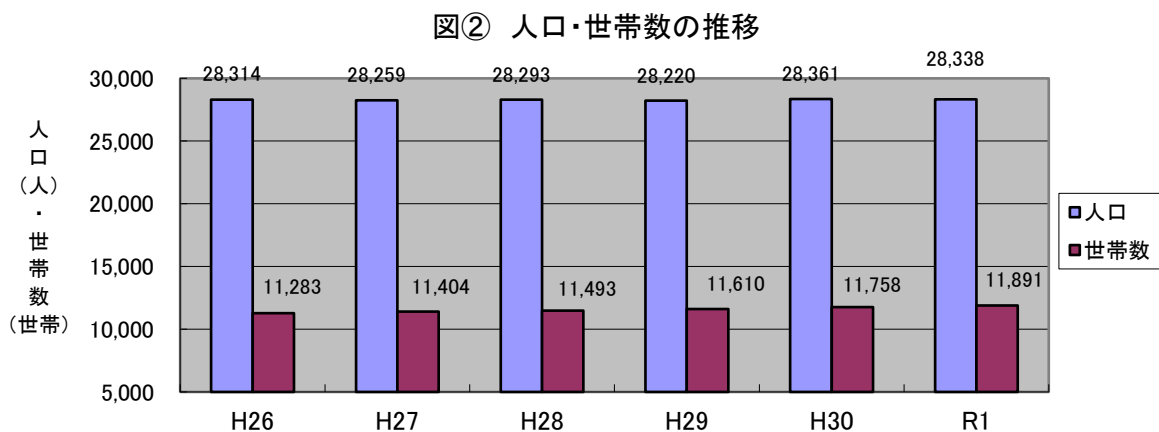
第2章 地域の特徴

1. 人口の推移

本町における人口推移を図②に示します。

人口は、平成26年度の28,314人から、令和元年度では28,338人とほぼ横ばい傾向にあります。

一方、世帯数は、平成26年度の11,283世帯から令和元年度は11,891世帯と増加傾向にあります。

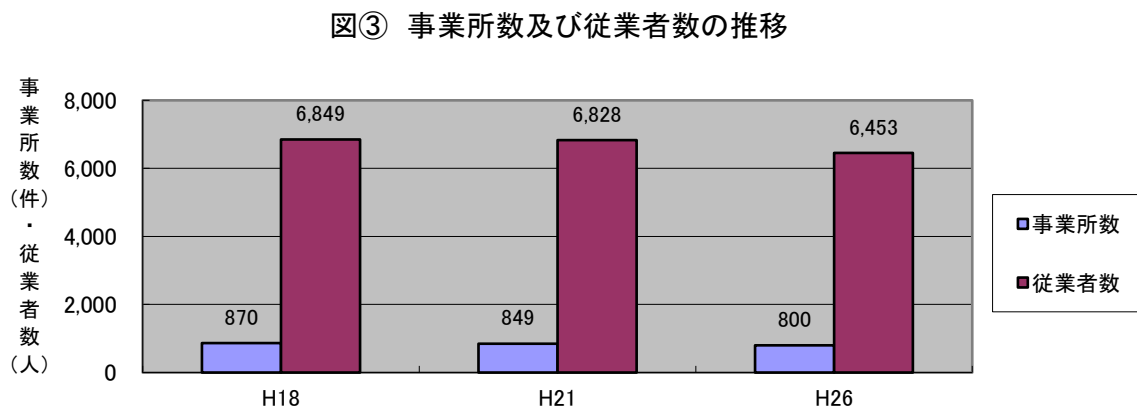


出典：住民課

2. 事業所数及び従業者数

本町における事業所数及び従業者数の推移を図③に示します。

本町の事業所数及び従業者数は、減少傾向となっています。



出典：H18は事業所・企業統計調査

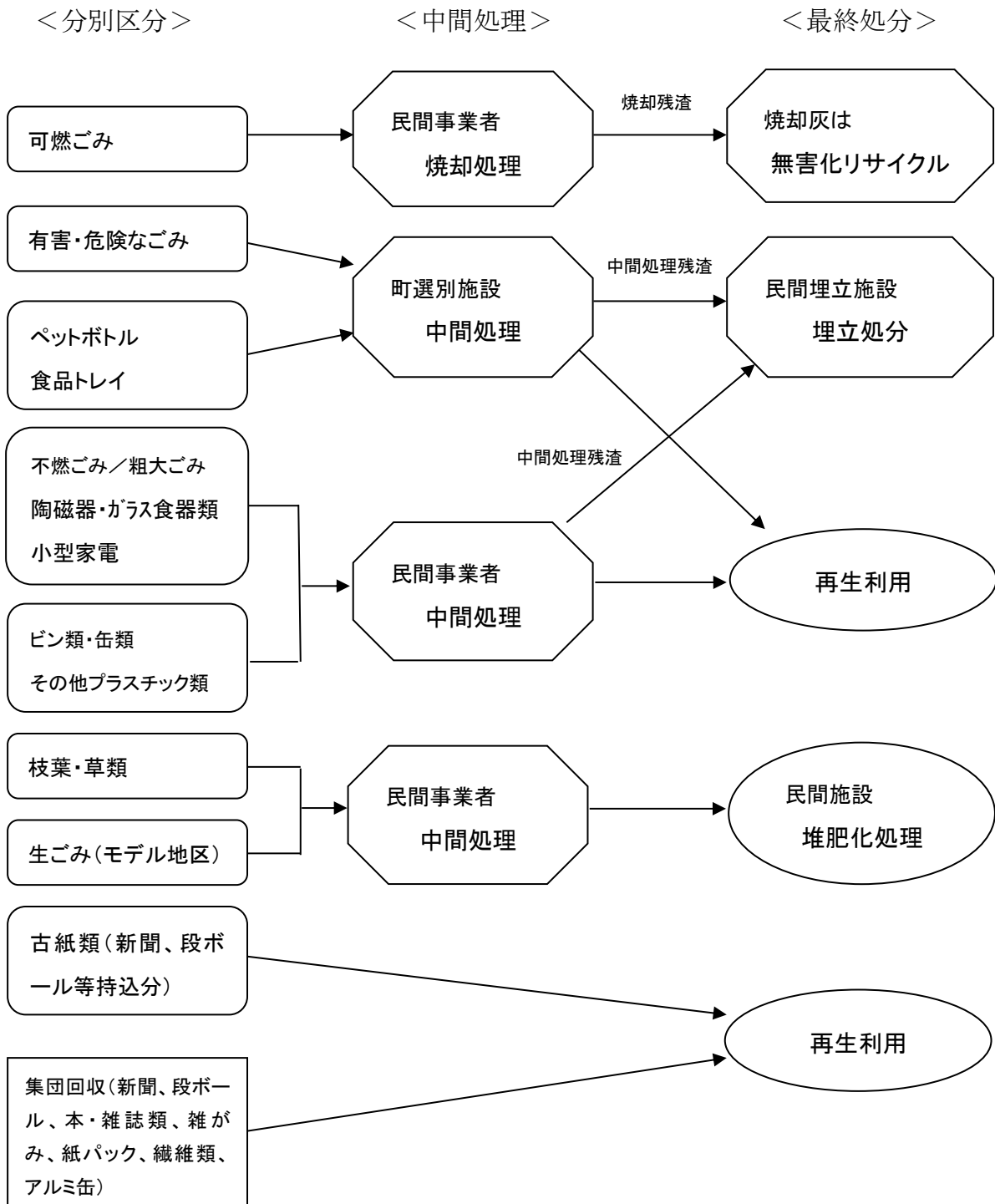
H21以降は経済センサス基礎調査

第3章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の流れ

本町の令和元年度のごみ処理の流れを図④に示します。

図④ ごみ処理の流れ（令和2年3月現在）



2. ごみ処理の状況

(1) ごみ排出量の推移

①家庭系・事業系一般廃棄物の量

本町におけるごみ排出量の推移を表①及び図⑤に示します。

総排出量は、過去5年間で減少傾向にあり、3.8%の減少となっています。

家庭系のごみの量は、8.9%の減少となっておりますが、事業系ごみについては、年々増加傾向にあります。

令和元年度において、家庭系ごみの割合は、全体の75.9%、事業系ごみは、全体の24.1%となっています。

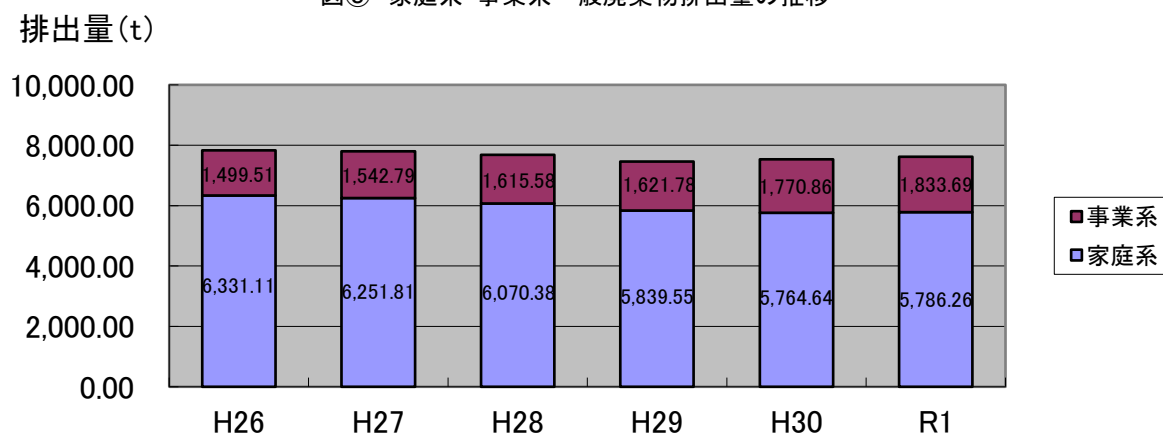
表① 家庭系・事業系一般廃棄物排出量の推移

区分 年度	家庭系一般廃棄物 (t/年)	指数	事業系一般廃棄物 (t/年)	指数	総排出量 (t/年)	指数
平成26年度	6,331.11	100	1,499.51	100	7,830.62	100
平成27年度	6,251.81	98.7	1,542.79	102.9	7,794.59	99.5
平成28年度	6,070.38	95.9	1,615.58	107.7	7,685.96	98.2
平成29年度	5,839.55	92.2	1,621.78	108.2	7,461.33	95.3
平成30年度	5,764.64	91.1	1,770.86	118.1	7,535.50	96.2
令和元年度	5,786.26	91.4	1,833.69	122.3	7,619.95	97.3

※家庭系一般廃棄物の量は、家庭系一般廃棄物・資源物の量

※指数は、平成26年度を100としたときの指数

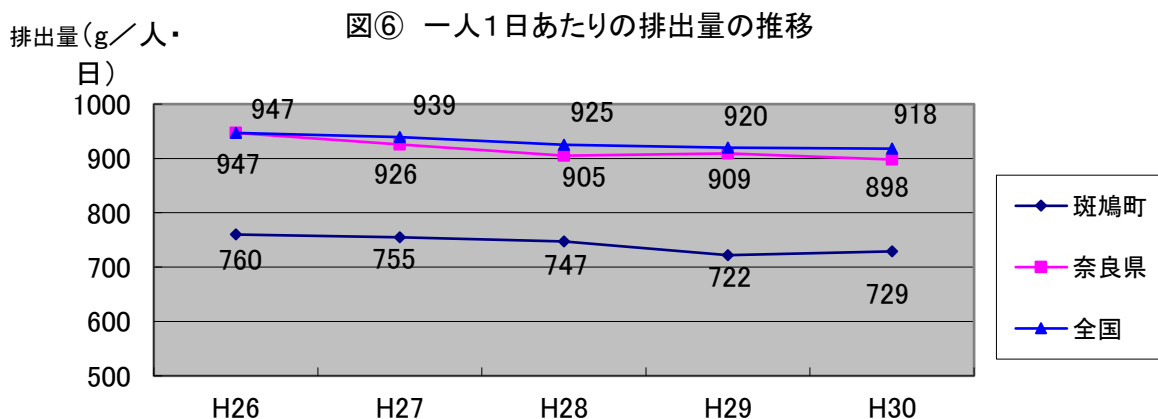
図⑤ 家庭系・事業系一般廃棄物排出量の推移



②一人1日あたりの排出量

過去5年間（平成26年度～平成30年度）における住民一人1日あたりのごみの排出量の推移を図⑥に示します。

一人1日あたりのごみ排出量は減少傾向にあり、過去5年間で約3%の減少となっており、奈良県、全国と比較しても、少ない傾向にあります。



③資源化量及びリサイクル率

本町における資源化量及びリサイクル率の推移を表②及び図⑦に示します。

本町における資源化量とは、行政回収により回収した資源物を直接業者に委託して資源化を行う「直接資源化量」、不燃ごみ、その他プラスチック類等、委託業者による中間処理後に資源化を行う「中間処理後の資源化量」、子ども会や自治会などによる古紙類等の回収による「資源物集団回収量」の3項目の合計をいいます。

また、総ごみ発生量（家庭系ごみ、事業系ごみ、古紙等回収、集団回収）に対する資源化量の割合をリサイクル率と呼びます。

本町の資源化量及びリサイクル率は、上昇傾向を示しており、リサイクル率は、奈良県、全国平均をともに上回っています。

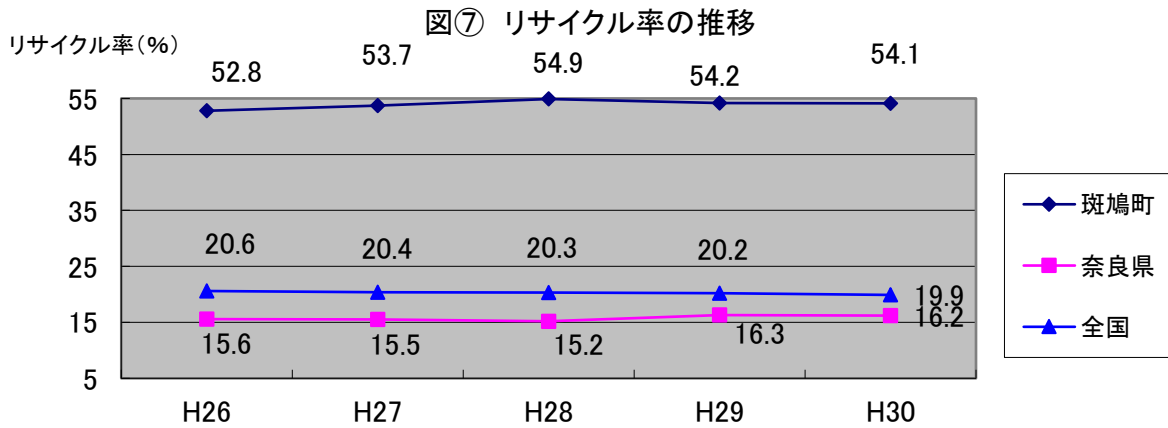
表② 資源化量の推移

(単位：t/年)

年度	直接資源化	指数	中間処理後資源化	指数	集団回収	指数	合計	指数
平成26年度	154.41	100	2,711.48	100	1,267.59	100	4,133.48	100
平成27年度	176.79	114.5	2,791.85	103.0	1,218.28	96.1	4,186.92	101.3
平成28年度	178.86	115.8	2,917.55	107.6	1,120.87	88.4	4,217.28	102.0
平成29年度	182.96	118.5	2,825.77	104.2	1,029.99	81.3	4,038.72	97.7
平成30年度	185.68	120.3	2,921.35	107.7	968.08	76.4	4,075.11	98.6
令和元年度	184.89	119.7	2,737.42	101.0	909.96	71.8	3,832.28	92.7

※直接資源化：持込古紙類、空き缶（空き缶回収機による回収分）、宝箱回収（平成27年度以降）

※中間処理後資源化：ビン類・缶類、ペットボトル、食品トレイ、金属類、プラスチック類、乾電池・蛍光管、剪定枝葉、生ごみ、陶磁器・ガラス類（平成24年度以降）、可燃ごみ焼却灰（平成25年度以降）、小型家電（平成26年度以降）



(2) 中間処理の現状

本町における中間処理量の推移を表③に示します。

本町では、平成17年10月以降、排出された廃棄物をすべて中間処理しています。

資源化の推進により、焼却施設中間処理量が減少し、一方で、その他施設中間処理量が増加傾向にあります。

表③ 中間処理量の推移

(単位：t/年)

年度	焼却施設 中間処理量	指数	選別施設 中間処理量	指数	その他施設 中間処理量	指数	合計	指数
平成26年度	3,696.40	100	76.19	100	2,633.88	100	6,406.47	100
平成27年度	3,579.37	96.8	78.67	103.3	2,738.89	104.0	6,396.93	99.9
平成28年度	3,488.05	94.4	76.97	101.0	2,819.56	107.0	6,384.58	99.7
平成29年度	3,424.17	92.6	76.90	100.9	2,746.41	104.3	6,247.48	97.5
平成30年度	3,484.44	94.3	83.06	109.0	2,812.32	106.8	6,379.82	99.6
令和元年度	3,580.40	96.9	85.78	112.6	2,823.71	107.2	6,489.89	101.3

※焼却施設中間処理：家庭系可燃ごみ＋事業系可燃ごみ

※選別施設中間処理：町選別施設（ペットボトル、食品トレイ、有害・危険なごみ）

※その他施設中間処理：委託業者中間処理（ビン類・缶類、金属類、プラスチック類、剪定枝葉、生ごみ）

(3) 最終処分の現状

本町における最終処分量の推移を表④に、また、最終処分率を表⑤及び図⑧に示します。

平成17年10月以降のその他プラスチック類の資源化開始により、直接埋立は行っていません。

また、平成24年度以降、焼却残さも委託業者で資源化され、最終処分量は非常に少なくなっています。

表④ 最終処分量の推移

(単位：t/年)

年度	直接埋立	指数	焼却残さ	指数	中間処理残さ	指数	合計	指数
平成 26 年度	—	—	—	—	383.77	100	383.77	100
平成 27 年度	—	—	—	—	391.87	102.1	391.87	102.1
平成 28 年度	—	—	—	—	372.16	97.0	372.16	97.0
平成 29 年度	—	—	—	—	383.50	99.9	383.50	99.9
平成 30 年度	—	—	—	—	410.32	106.9	410.32	106.9
令和元年度	—	—	—	—	608.24	158.5	608.24	158.5

※直接埋立：無し 焼却残さ：H24以降無し

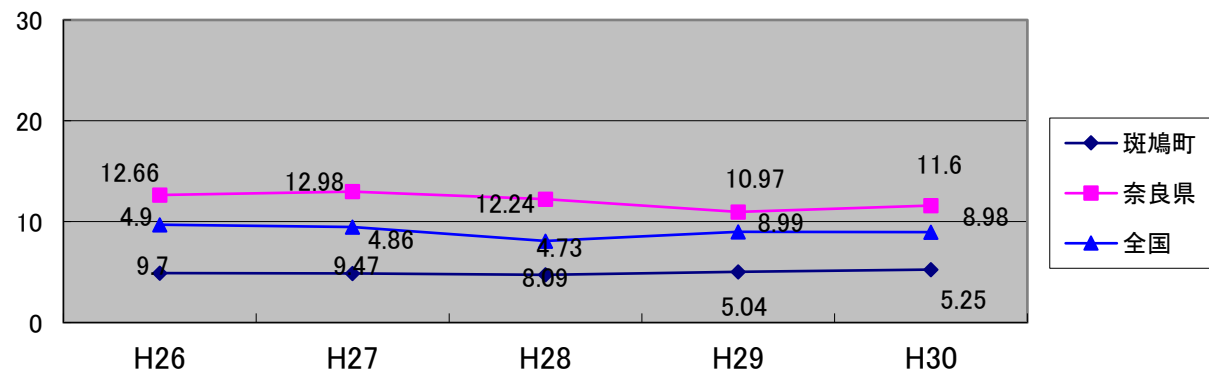
※中間処理残さ：不燃ごみ、粗大ごみ、その他プラスチック類、有害ごみ、ビン類・缶類、ペットボトル、食品トレイ 各残

表⑤ 最終処分率の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
最終処分率	4.90	4.86	4.73	5.04	5.25	7.98
指数	100	102.7	98.8	104.9	111.2	162.9

※最終処分率 (%) = (最終処分量 ÷ ごみ排出量) × 100

図⑧ 最終処分率の推移



(4) ごみ処理経費の現状

本町におけるごみ処理経費の推移を表⑥に示します。

平成24年3月末を以て廃止しました衛生処理場焼却施設を平成26年度から平成28年度にかけて解体工事を実施したことにより、ごみ処理経費が大幅に増加しています。

町焼却施設の廃止に伴い、当該施設の修繕費等維持管理費が不要となり、平成26年度以降、ごみ排出量の増減がごみ処理経費に直接反映されることになっています。

表⑥ ごみ処理経費の推移

(単位：円、人)

年度	直接処理費	その他	合計	人口	1人あたりの処理費
平成26年度	418,503,480	56,277,350	474,780,830	28,314人	16,768
平成27年度	410,059,721	181,115,880	591,175,601	28,259人	20,919
平成28年度	407,266,363	92,279,835	499,546,198	28,293人	17,656
平成29年度	370,650,899	10,823,301	381,474,200	28,220人	13,517
平成30年度	377,346,264	7,939,893	385,286,157	28,361人	13,585
令和元年度	369,847,843	5,568,315	375,416,158	28,338人	13,248

(5) ごみ処理に関する課題

①最終処分場の残余容量のひっ迫

本町の最終処分率は8%程度であるものの、全国的な課題として、最終処分場の残余容量はあと十数年と言われており、最終処分量の減量が急務となっています。

②可燃ごみ焼却による環境汚染の拡大

町焼却施設の廃止に伴い、本町の可燃ごみは民間業者の焼却施設で焼却処理されていますが、可燃ごみの焼却は地球温暖化を加速させるとともに、焼却処理により、資源の有効利用が妨げられています。

③効率的なごみ処理の推進

資源化の推進により、リサイクル率は年々向上していますが、今後、可燃ごみ焼却量のさらなる減量を図るためには、生ごみの町全域での分別収集が不可欠です。しかしながら、各地区の集積場所の確保など、町全域での分別収集が難しいことが課題となっています。

また、事業系一般廃棄物（可燃ごみ）の処理量が年々増加傾向となっており、事業系生ごみの資源化を推進し、家庭系と同様にさらなるごみ減量を図ることも必要です。

④自区内処理の推進

現在は、三重県伊賀市内の民間ごみ処理施設において、焼却処理を行っていますが、より安定した効率的なごみ処理に向け、広域での勉強会等に参加し、広域処理施設に向けた取り組みを進めています。

以上のことから、本町においては、焼却、埋立、資源化ともに、それぞれの処理量の減量が課題となっています。

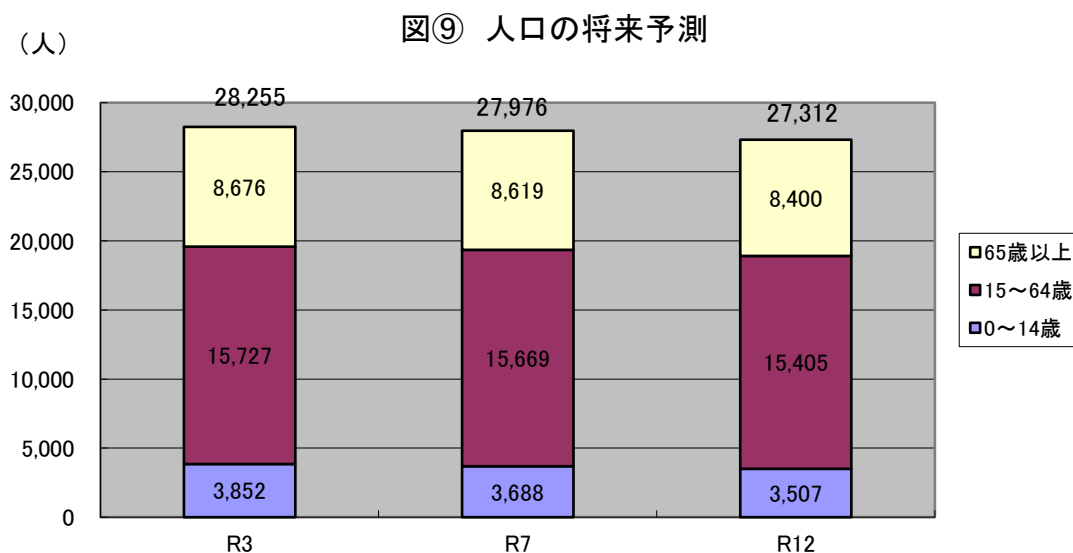
第4章 人口及びごみ排出量の将来予測

1. 人口の将来予測

本町の人口の将来予測を図⑨に示します。

本町の人口は、令和3年から令和12年までの10年間で、28,255人から27,312人と約3.4%減少すると予測されています。

また、令和2年現在の本町の高齢化率は、30.9%となっており、令和12年の人口構成は、65歳以上の割合が30.8%と予測されています。



H28～R2年9月末の住民基本台帳の人口からコーホート変化率法にて人口推計しています。

2. ごみ排出量等の将来予測

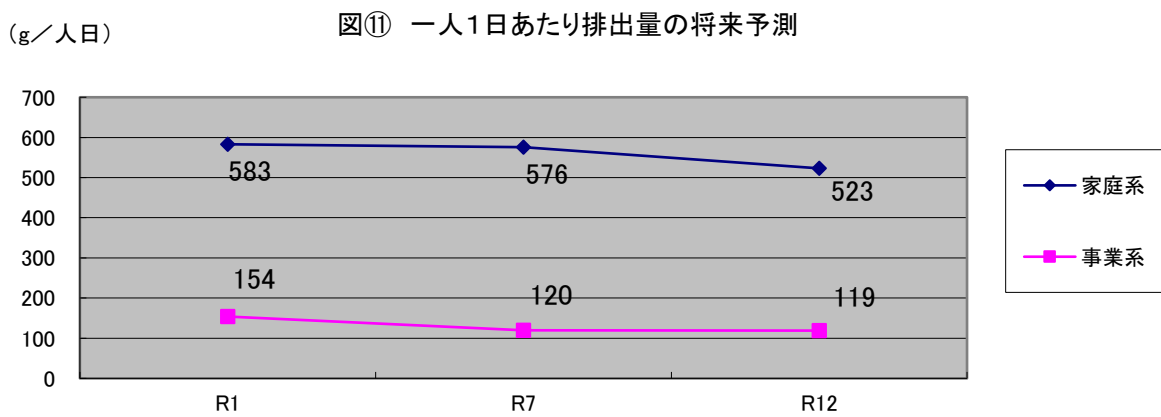
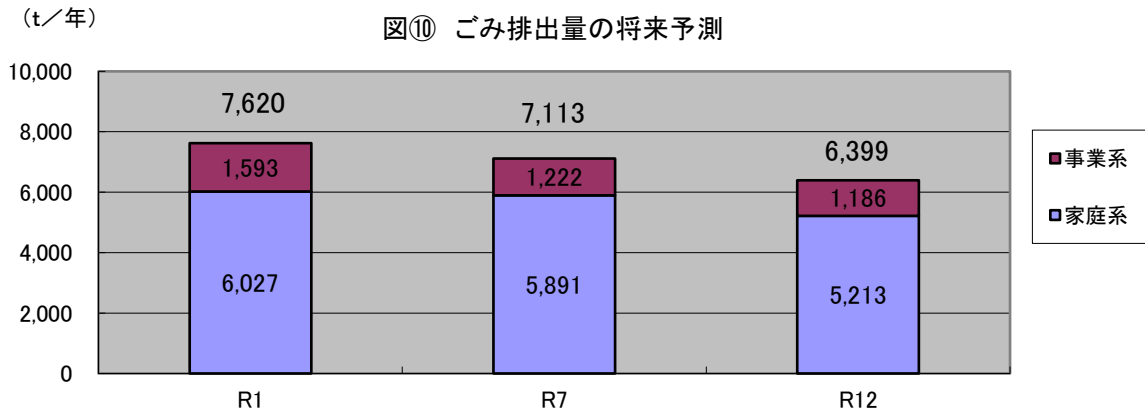
(1) ごみ排出量

現状の施策のまま推移した場合の将来予測について、ごみ排出量を図⑩に、一人1日あたりのごみ排出量を図⑪に示します。

家庭系ごみについては、人口の減少に伴い微減する予測となり、令和元年度より、令和7年度では2.3%減少すると予測されます。

事業系ごみについては、店舗数の微減と推測していますが、資源化の充実を図り減少すると予測されます。

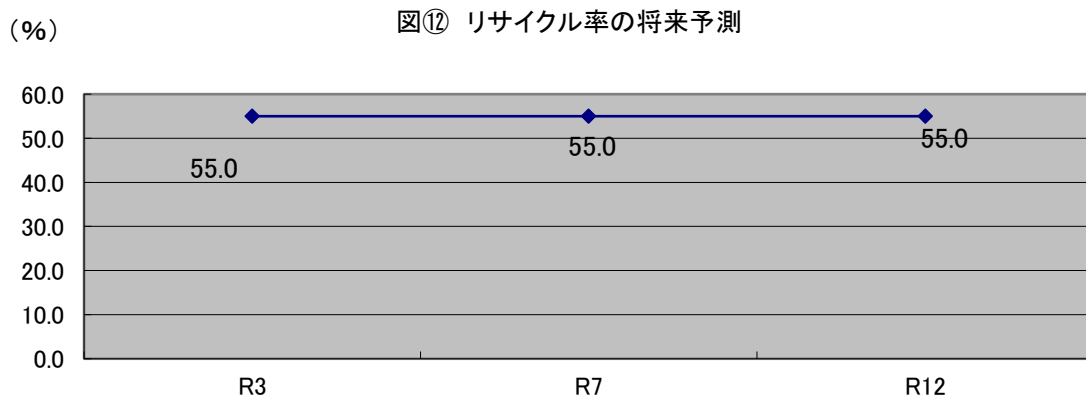
また、一人1日あたりの排出量は、家庭系ごみ、事業系ごみともに、減少すると予測されます。



(2) リサイクル率

現状の施策のまま推移した場合の将来予測について、リサイクル率を図⑫に示します。

木くず・草類の分別収集、生ごみ分別収集モデル事業の拡充により、リサイクル率は上昇していますが、現状の施策のまま推移すると、このまま横ばいの予測となります。



第5章 基本計画

1. 基本理念

「ゼロ・ウェイストのまち斑鳩の実現」

斑鳩町は、次世代を担うこどもたちのため、そして未来の地球環境、未来の斑鳩のため、ごみを燃やさない、埋め立てない「ゼロ・ウェイスト」のまちをめざして、さまざまな取り組みを積極的に推進することとし、このことを町の決意宣言として、広く公表する「斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言」を、平成29年5月8日に制定しました。

斑鳩町ゼロ・ウェイスト宣言は、決意表明の宣言文である「斑鳩まほろば宣言」と、その行動内容を示す「斑鳩まほろば行動宣言」により構成されており、宣言では、決意表明として3つの目標を掲げ、令和9年度（2027年度）までにごみを燃やさない、埋め立てない町をめざすこととしております。

この宣言内容に基づき、引き続き、ごみゼロのまち斑鳩の実現に向けた様々な取り組みを進めていくこととなりますが、その具体的な取り組み、事業内容等の計画として、「斑鳩まほろば宣言・推進計画」を策定し、本計画に沿って、総合的、計画的に、ごみ減量化・資源化施策、ごみゼロのまちづくりを推進しています。

本計画では、「斑鳩まほろば宣言・推進計画」との整合性を図るため、「斑鳩まほろば宣言・推進計画」に掲げている7つの項目について、住民、事業者、行政が一体となった取り組みを進めます。

2. 基本方針

(1) 次世代への継承

将来的に、焼却・埋立処理を行うごみを「ゼロ」にする、いわゆる「ゼロ・ウェイスト」のまちづくりをめざし、住民、事業者に対し、さまざまな機会を通じて、「ゼロ・ウェイスト」の普及啓発を図ります。

ゼロ・ウェイストの実現に向け、先進的なごみ処理方法について調査研究をすすめます。自区内処理の原則に立ち返り、広域ごみ処理に向け、取り組んでまいります。

また、資源化処理のさらなる充実を図るため、現行のごみ収集体制や処理方法を見直すとともに、ごみ処理経費のさらなる削減に努めます。

(2) 資源化の充実

現在、焼却・埋立処理を行っているものの中には、資源として有効利用できるものがまだまだ多く含まれています。

年々増加傾向にある事業系一般廃棄物（可燃ごみ）の資源化（生ごみ）に向けた取り組みを充実させます。

そのため、町は、資源化処理方法について調査研究をすすめ、さらなる資源化率の上昇に努めます。

(3) ゼロ・ウェイスト運動の推進

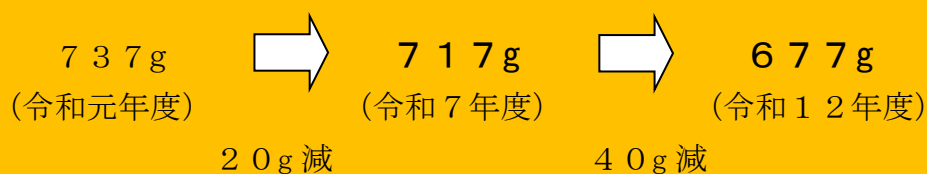
聖徳太子の「和」の精神を尊び、同じ志を持つ世界中の人々と手をつなぎ、「ゼロ・ウェイスト」の輪をひろげます。

3. 数値目標

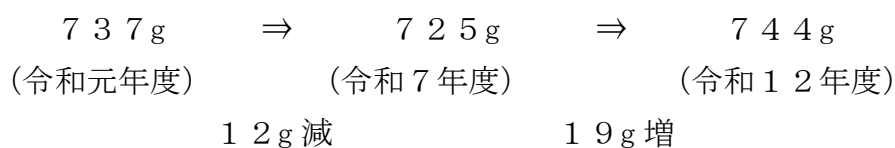
「ゼロ・ウェイストのまち斑鳩」の実現に向けて、各種施策を展開するため、次の数値目標を設定します。

なお、数値目標の設定においては、将来人口の減少によるごみ排出量の減少を見込んでいます。

目標① 一人1日あたりのごみ排出量



※現状施策維持の場合との対比（人口減分のみ）



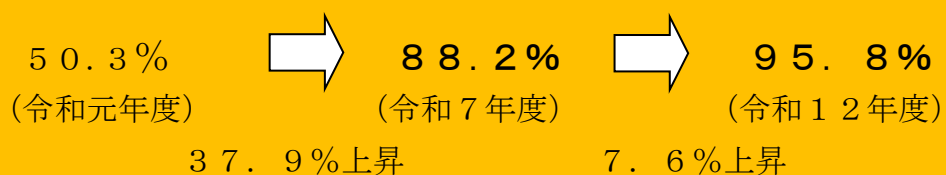
○家庭系

	平成27年度	令和元年度	令和7年度
年間排出量	4,857 t	4,691 t	4,503 t
H27対比	—	96.6%	92.7%
一人1日あたり	631 g	582 g	582 g

○事業系

	平成27年度	令和元年度	令和7年度
年間排出量	1,303 t	1,593 t	1,222 t
H27対比	—	122%	93.8%
一人1日あたり	127 g	154 g	131 g

目標② リサイクル率



※現状施策維持の場合との比較（人口減分のみ）

50.3% ⇒ 51.1% ⇒ 50.0%

(令和元年度) (令和7年度) (令和12年度)

※平成30年度期までの資源率を確保

4. 基本施策

斑鳩まほろば行動宣言（平成29年5月8日制定）の7項目を基本施策とし、着実・丁寧に取り組んでいきます。

（1）次世代を担うごともたちへの教育の充実

次世代を担う子どもたちが限りある資源を大切にする「もったいないの心」を育む教育を充実させます。

- ◇こども分別博士養成講座の開催、充実
- ◇ごみのゆくえ探検ツアーの開催、充実
- ◇【新規】小学生（4年生）・中学生（1年生）を対象としたごみ探検ツアーの開催
- ◇保育園・幼稚園・小中学校と連携した環境教育の実施
（ごみゼロ・3Rについての教室・授業や講話などの実施）
- ◇小中学生らによるごみゼロのまち斑鳩の実現に向けた取組計画などの策定、発表
- ◇ゼロ・ウェイスト便覧など、教育用資料の作成
（小中学生に対するごみ減量化・資源化に関する啓発資料の配布）

（2）2Rの推進によるごみを発生させない仕組みづくり

2R（リデュース<ごみを出さない・発生抑制>、リユース<繰り返し使う・再使用>）を推進し、ごみを発生させない仕組みづくりに努めます。

- ◇ありがとうき（陶器）市をはじめとする各種リユース市の開催
- ◇リユース拠点の設置（リユースステーションなど）
- ◇事業所訪問による周知啓発、指導
- ◇イベント時でのリユース食器使用の推進
- ◇リユース食器貸出制度の検討
- ◇【新規】斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業者、宿泊事業者と環境連携協定の締結

（3）生ごみ全量資源化及び新たな資源化の推進

生ごみ全量資源化に向けた取り組みを推進し、紙おむつの資源化など新たな取り組みの実現に向けて最大限の努力をします。

- ◇生ごみ分別収集モデル事業の推進
- ◇生ごみ自家処理の推進
- ◇完熟堆肥「斑鳩の環」の利活用・普及の推進
- ◇紙おむつ資源化の研究
- ◇生ごみ分別収集の町全域実施
- ◇紙おむつ資源化の実施
- ◇不燃ごみに含まれる革製品、布団などの資源化の検討
- ◇【新規】事業系一般廃棄物（生ごみ）の資源化の推進・充実

（４）ごみ処理費用の削減

収集体制、処理方法の見直しや事業系処理手数料の改定等により、ごみ処理経費のさらなる削減に努めます。

- ◇効率的なごみ収集体制の検討、ごみ収集委託化の推進
- ◇資源物選別作業の充実（不燃ごみ・粗大ごみなどからの選別）
- ◇ごみ分別体験ステーションの拡充
- ◇処理方法の見直しなどによるごみ処理費用の削減に伴う、住民負担の緩和（ごみ処理手数料の値下げ、指定袋の簡素化など）
- ◇より効率的なごみ分別、処理方法の検討
（分別項目の簡素化、新たな資源化処理方法の調査研究）
- ◇【新規】高齢者対策に対応・地域課題の解決にむけた戸別収集の検討
- ◇【新規】事業系一般廃棄物の減量化・資源化のための処理手数料の見直し

（５）町ぐるみによる取り組みの推進

ごみを燃やさない、埋め立てないまち「ゼロ・ウェイスト」の実現のため、住民、事業者、行政が一体となった取り組みを推進します。

また、関心の低い人への周知啓発を行い、意識の向上を図ります。

さらに、事業者の減量・再資源化の推進、高齢者や子育て世帯などに配慮した取り組みを推進します。

- ◇ゼロ・ウェイスト周知イベントの開催
- ◇環境問題学習会やエコ料理教室など、周知啓発事業の実施
- ◇町内各種イベントでのゼロ・ウェイスト周知啓発
- ◇食品ロスの削減に向けた住民・事業者への周知啓発の推進
- ◇安心サポートごみ収集の充実
- ◇食品ロス削減認定事業所制度の創設、認定

- ◇ゼロ・ウェイスト推進員の育成、推進事業所の認定
- ◇高齢者など分別困難世帯への支援
(分別支援隊など分別・ごみ出し担い手の育成)
- ◇紙おむつ専用袋交付の充実
(追加交付の実施、里帰り出産など交付対象の拡大など)
- ◇環境マイレージ(エコポイント制度)の導入
- ◇フードバンク・フードドライブ事業の実施
(家庭などで不要となった食品を回収し、子ども食堂や児童・老人福祉施設などに提供)
- ◇【新規】事業系一般廃棄物の減量化・資源化の推進
- ◇【新規】住民活動団体等による「ゼロ・ウェイスト」の情報発信

(6) ごみの発生抑制やポイ捨て、不法投棄の防止につながる法制度の整備などに向けた働きかけの推進

拡大生産者責任の徹底や容器包装のデポジット制度導入など、ごみ発生抑制やポイ捨て、不法投棄の防止につながる法制度の整備や取り組みの推進を国・関係機関、事業者などに働きかけます。

- ◇他のゼロ・ウェイスト宣言自治体との連携による、法制度整備に向けた研究、取り組みなどの実施
- ◇各種協議会や地球環境を考える自治体サミットなどでの、法制度整備や取り組みなどの情報提供
- ◇事業者などへの法制度整備や取り組みなどの周知啓発、情報提供

(7) ゼロ・ウェイストの輪をひろげる取り組みの推進

ごみを燃やさない、埋め立てないまち「ゼロ・ウェイスト」の輪を、県内外の他自治体にひろげるとともに、観光客へのPR、発信などにより、多くの人に「ゼロ・ウェイスト」の考え方を周知し、ひろげます。

- ◇各種協議会や担当者会議、イベントなどでの情報発信
- ◇観光客への周知・啓発(パンフレットの作成・配布)
- ◇県内外の他自治体などに対するゼロ・ウェイスト研修(講演会など)の実施
- ◇【新規】「ゼロ・ウェイスト」の輪プロジェクトのための全国大会の誘致
- ◇【新規】住民活動団体等による「ゼロ・ウェイスト」の情報発信

第6章 し尿及び浄化槽汚泥処理

1. し尿及び浄化槽汚泥処理の状況

(1) し尿

- ①収集形態 委託方式
- ②収集範囲 町内全域
- ③運搬方法 吸引自動車による
- ④処理方法 標準脱窒素処理方式並びに高度処理
汚泥については、民間業者により資源化処理
- ⑤住民の協力義務
 - ・し尿の収集開始、廃止、変更の申し出を行うこと
 - ・便槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと

(2) 浄化槽

- ①収集形態 許可方式
- ②収集範囲 町内全域
- ③運搬方法 吸引自動車による
- ④処理方法 標準脱窒素処理方式並びに高度処理
汚泥については、民間業者により資源化処理
- ⑤住民の協力義務 浄化槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと
- ⑥住民の法的義務 浄化槽法に基づく、保守点検（処理方式による規定回数）、清掃（毎年1回以上）、法定検査（使用開始後6～8ヶ月経過後・毎年1回）

(3) 処理量の状況

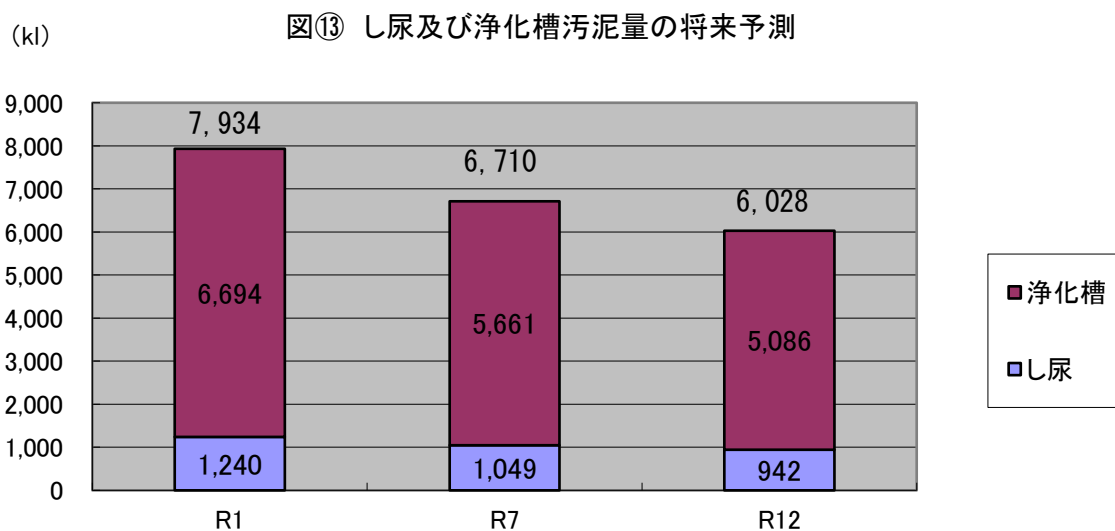
(単位：k1)

	し尿	指数	浄化槽汚泥	指数	合計	指数
平成26年度	1,612.7	100	7,150.9	100	8,763.6	100
平成27年度	1,562.7	96.9	7,335.4	102.6	8,898.1	101.5
平成28年度	1,480.9	91.8	6,985.5	97.7	8,466.4	96.7
平成29年度	1,388.9	86.1	6,671.9	93.3	8,060.8	92.0
平成30年度	1,275.6	79.1	6,678.5	93.4	7,954.1	90.8
令和元年度	1,239.7	76.9	6,694.9	93.6	7,934.6	90.5

2. し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測

し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測について、図⑬に示します。

し尿及び浄化槽汚泥量は、公共下水道の普及により、年々減少する予測となり、令和元年度より、令和7年度は15.4%減少すると予測されます。



3. し尿及び浄化槽汚泥処理に関する今後の方針

(1) 収集運搬

現在、浄化槽汚泥の収集運搬について、2業者に許可を与えていますが、今後、公共下水道の整備の推進に伴い、浄化槽汚泥の処理量が減少する予測であることから、浄化槽汚泥の収集運搬については、現行の2業者以外の許可は与えないものとします。

(2) 下水道の接続

斑鳩町公共下水道整備(斑鳩町公共下水道事業第12処理分区)を推進させるため、奈良県と連携し、公共下水道への接続を行います。